

## 相続税

### 相続税の課税方式

Q：相続税の課税方式が見直されているそうですが、その内容について教えてください。

A：事業承継税制の制度化に伴い、相続税の課税方式を現行の課税方式（法定相続分課税方式）から遺産取得課税方式に変更することが検討されています。

### 改正の趣旨

- ・現在検討されている事業承継税制では、相続税の納税猶予制度が盛り込まれています。この納税猶予制度は、自社株の課税価額を引下げることにより相続税の一部の納税を猶予し、一定の要件を満たす場合に納税を免除する制度です。
- ・現行の課税方式では、「居住や事業の継続に配慮した課税価格の減額措置により、事業承継に関係のない相続人の税負担までも緩和されてしまう」という問題が生じる可能性があるため、遺産課税取得課税方式への変更が検討されています。

### 改正の内容

#### ・法定相続分課税方式（現行）

相続税の総額を算出して、その後各人に案分して課税する方式

#### ・遺産取得課税方式（検討されている方式）

相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した財産を課税物件として課税する方式

この方式によると相続人毎に取得した財産を基に相続税の計算をすることができるようになります。

平成 20 年 10 月  
税理士法人石井会計